

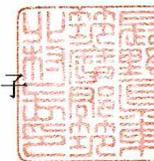
承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

令和7年度筑北村一般会計補正予算〔第6号〕について、急施を要すると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和8年3月5日 提出

筑北村長 鎌田 欣子



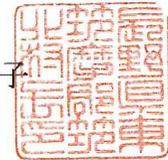


専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和7年度筑北村一般会計補正予算〔第6号〕を次のとおり専決処分する。

令和8年1月23日

筑北村長 鎌田 欣子





## 令和7年度筑北村一般会計補正予算〔第6号〕

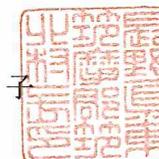
令和7年度筑北村の一般会計補正予算〔第6号〕は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,896千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,457,863千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日 専 決

筑北村長 鎌田 欣子





第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		231,294	6,896	238,190
	3 委託金	17,030	6,896	23,926
歳入	合計	5,450,967	6,896	5,457,863

# 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,172,455	6,896	1,179,351
	4 選挙費	25,356	6,896	32,252
歳 出	合 計	5,450,967	6,896	5,457,863

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 県支出金	231,294	6,896	238,190
歳 入 合 計	5,450,967	6,896	5,457,863

# 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,172,455	6,896	1,179,351	6,896	0	0	0
歳出合計	5,450,967	6,896	5,457,863	6,896	0	0	0

## 2 歳 入

(款)15 県支出金

(項) 3 委 託 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1総務費委託金	16,205	6,896	23,101	3選挙委託金	6,896	003 衆議院議員選挙委託金 6,896 001 衆議院議員総選挙委託金 6,896
計	17,030	6,896	23,926			



## (款) 2 総務費

## (項) 4 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国 支 出	県 金	地方債	その他				
									002 ポスター掲示場設置委託料 1,271		
								13 使用料及び賃借料 492	001 使用料 10 001 投票所使用料 10 002 賃借料 482 001 備品賃借料 482		
計	25,356	6,896	32,252	6,896							